

しみず積立定期預金規定

毎度格別のお引き立てにあずかりまして、まことにありがとうございます。

お預け入れいただきました積立定期預金は、本規定で定めた条項によるほか、「しみず定期預金規定集」の共通規定に基づきお取扱いさせていただきます。なお、本積立定期預金の満期日に自動作成される定期預金については、「しみず定期預金規定集」の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）規定〔単利型〕に基づきお取扱いさせていただきます。

1.（預け入れ）

この積立定期預金の預け入れは100円以上とし、自動振替によるほか、通帳にて当行本支店の窓口、自動預金受払機で何回でも預け入れできます。

2.（契約期間）

この積立定期預金の契約期間は、無期限とします。

3.（まとめ周期、定期預金の自動作成）

お預け入れされた積立定期預金は、1年、2年、3年のいずれかの周期で、その周期内にお預け入れされた1か月以上の積立定期預金の全額をまとめ日に解約し、同日に期間1年の自動継続自由金利型定期預金（M型）〔単利型〕を作成し、本積立定期預金時に指定した定期預金通帳（総合口座定期を含む）へ預入れします。

4.（利息）

（1）解約時における利息計算

お預け入れ金額ごとに、お預け入れ日からまとめ日の前日までの日数について、預け入れ日現在におけるその預け入れ期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。

（2）この預金を「しみず定期預金規定集」の共通規定第2条第1項によりまとめ日前に解約する場合および同共通規定第9条第2項の規定により解約する場合には、その利息は預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは、最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満 解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満 前記（1）の適用利率×50%

③ 1年以上3年未満 前記（1）の適用利率×70%

（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

2024年5月6日